

An instinct for growth™

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

トップのための経営財務情報

第523号 この資料は全部お読みいただいて160秒です。

今回のテーマ： 日本の上場会社にみる社外取締役の現状

2014年6月20日、すでに衆議院を通過していた「会社法の一部を改正する法律案」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（以下、併せて「改正法」といいます。）が参議院本会議で可決され、改正法が成立しました。今回は、当初、改正法の目玉とされながらも義務化が見送られた社外取締役について、日本の上場会社における現状を紹介します。

社外取締役とは

会社法上、社外取締役とは、過去及び現在において、その会社又は子会社の業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人ではない者をいい、改正法では、親会社や兄弟会社の“現在”の取締役、執行役員等も社外取締役にはなれないこととされました。

社外取締役には、外部の視点から他の取締役の業務執行を監視する役割が期待されており、米国では、エンロンやワールドコムといった大企業の不正会計事件後、取締役の過半数を社外取締役とすることが義務づけられています。

日本における社外取締役の状況

東京証券取引所がコーポレート・ガバナンス白書2013のデータに基づき行った集計結果によれば、2013年8月末現在、全上場会社（3,394社）のうち社外取締役を選任する上場会社の比率は54.2%（1,840社）と過半数を占め、市場第一部上場会社では、その比率が前年に比べ7.0%（162社）増加しています。

日経平均225銘柄に指定された上場会社について、2014年5月末現在、直近の有価証券報告書に記載された社外取締役の人数をみると、社外取締役を置いている202社のうち7割を超える152社が2名以上の社外取締役を選任し、5名以上選任している会社も18社あります。しかし、海外の有力機関投資家が、日本の上場会社に対して、今後3年で社外取締役の比率を3分の1に引き上げるよう求める書簡を送付したとの報道もあり、海外に比べれば社外取締役の人数は少ないといえます。

また、上記202社における社外取締役の職業・経歴をみると、社外取締役の延べ人数509名の約6割に当たる312名は予想どおり経営者又は一線を退いた元経営者ですが、官僚出身者（58名）が、大学教授等の有識者（64名）や弁護士及び公認会計士（64名）と同程度存在しているのも、日本的な特徴といえるのかも知れません。

社外取締役を選任しない会社の説明義務

改正法は、監査役設置会社（公開会社かつ大会社に限ります。）のうち、有価証券報告書提出義務のある会社に対し、定時株主総会において、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明を義務付けています。

この点、社外取締役を置いていない多くの上場会社では、社外監査役によるガバナンス機能が有効であることをその理由に挙げていますが、改正法では、社外監査役が2名以上いることのみをもって「相当でない理由」とすることはできず、事実上、社外取締役の義務化に等しいと評する意見もあります。

東京証券取引所が、社外取締役確保を努力義務とする有価証券上場規程の改正を行ったこともあり、社外取締役選任の流れは今後も続くものと考えられます。

お見逃しなく！

定時株主総会における説明義務については、改正法の附則に特段の定めがなく、施行後、直ちに適用されることとなります。2015年4月1日の施行が有力視されていますが、この場合、3月決算で社外取締役を置かないこととした上場会社は、同年6月開催の定時株主総会において、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を株主に説明する必要があります。